

2018年度九州ブランド向上施策事業

企画提案公募実施要領

下記のとおり、九州ブランド向上施策事業に関する請負業務の企画書を募集します。応募される方は、以下の事項に留意のうえ応募してください。

1 業務の目的

2017年日本政策投資銀行における認知度調査によると、九州に対する日本の観光地認知度は、29%と極めて低い状況となっている。一般社団法人九州観光推進機構（以下、当機構）では、これまで九州観光ブランドイメージ戦略として、ブランドロゴ（Onsen Island Kyushu）を制定し、海外向けプロモーションを展開してきたが、認知度向上に向けた施策の強化が必要である。本事業では、九州ブランドイメージの更なる向上を目的に、九州ブランドイメージに対する行動の統一化、表示の統一化に取り組む。具体的には、ブランドコンセプト※1、ブランドステートメント※2を明文化し、ブランドマネジメントブックを作成するとともに、海外向けに九州観光プロモーション動画を制作、その情報発信を行い、ブランド戦略を計画的、効果的に進め認知度向上を図る。

※1 九州ブランドが持つ価値を集約した世界旅行者への約束ごと。

※2 九州ブランドの目指す姿を一つの世界観として明文化したもので、九州ブランドのより深い理解をサポートする位置づけ。

又、九州ブランドとは何か迷ったときに必ず立ち戻って欲しい軸となるものを指す。

2. 委託事業の概要

(1)事業名 2018年度九州ブランド向上施策事業

(2)事業内容

- ①ブランドイメージ制作の取り組み
- ②ブランドマネジメントブックの制作 [インナープロモーション]
- ③九州観光プロモーション動画の制作と情報発信 [アウトタープロモーション]
- ④九州ブランドイメージを伝えるウェブサイト制作、運用事業

(3)委託期間 契約締結日から2019年2月28日（木）まで

(4)委託料上限額 7,992,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5)成果物

- ①九州ブランド向上施策事業 事業報告書
- ②九州観光プロモーション動画一式
- ③九州の魅力、又ブランドを伝えるウェブサイトコンテンツ一式
- ④その他、上記に付随するデジタルデータ等

(6)著作権等

成果物に係る著作権、使用权等一切の権利は、発注者に帰属する。また、著作者人格権について行使しないことを求める。

3. 企画提案で求める内容

- (1)九州ブランドイメージの設計
 - ・九州ブランドコンセプト、ブランドステートメント、九州の強み（価値）
- (2)ブランドマネジメントブックの制作
 - ・ブランドマネジメントコンセプト、及びイメージ
- (3)九州観光プロモーション動画の制作と情報発信
 - ・動画制作コンセプト、展開方法イメージ、目標再生回数達成に向けた具体的な取り組み
- (4)九州ブランドイメージを伝えるウェブサイト制作、運用イメージ
 - ・ウェブサイトコンセプト、デザインイメージ、訴求方法
- (5)業務行程
- (6)業務実施体制（過去の類似業務の実績、責任者・業務分担等を記載した図表等）

4. 参加要件

企画提案は単独の法人、個人のほか、複数（以下、「共同企業体」という）での提案も認める。共同企業体の場合は代表者を定め、以後の手続きは当該代表者が行うこと。単独の場合は、(5)を除く全ての要件を満たすこととし、共同企業体の場合は(1)から(7)の要件を満たすこと。

- (1)会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく清算の開始、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産の申し立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者であって、再生計画の認可が決定し、又は更生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
- (2)営業に関して、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。
- (3)この公示日から審査会実施日までの間において、指名停止の措置を福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県から受けていない又は受けることが明らかでないこと。
- (4)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 項第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (5)共同企業体の構成員は、他の共同企業体構成員として重複参加をしないこと。
- (6)原則として 1 年以上の営業実績を有していること。
- (7)同種・同規模の業務に関する実績があること。

5. 質問及び回答

質問は、電子メールによるものに限る。14.に記載する事務局において9月26日(水)17時まで受け付ける。質問及び回答は、9月28日(金)までにこの公募実施要項を掲載したホームページに掲載する。なお、積算に関する事項並びに他応募者からの提案書提出状況に関する事、当機構が受け付けない項目と判断したものについては、回答し

ない。

6. 参加表明の提出

本業務に企画提案書を提出する場合、9月26日(水)17時までに電子メールにて参加表明を提出すること。メールのタイトルは、「参加表明」とし、本文に担当者名および企画提案書の提出方法を記載すること。

7. 企画提案書の提出

- (1)提出期限 2018年10月12日(金)17時(必着)
- (2)提出部数 A4版片面印刷で正本1部、副本5部
※副本には応募者が特定できるような社名・デザイン・記述はしないこと。
- (3)提出方法 郵送・持参のいずれか

8. 審査項目

- (1)事業目的の理解度
- (2)事業の実現性 具体性がある内容で実現可能な企画、運営方法等
- (3)事業の効果、確実性
- (4)見積の妥当性
- (5)類似事業の実績、実施体制

9. 選定委員会

本業務を委託する者を選定するために5名程度の委員からなる選定委員会を設置し、企画提案書の内容を踏まえて審査を行う。選定委員会は、一般社団法人九州観光推進機構の職員から選任する。

10. 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書を提出した者（共同企業体による提出の場合はその代表者）に対し電子メールにて速やかに通知する。

11. 日程

- (1)参加募集及び質問受付開始 2018年9月14日(金)
- (2)質問受付終了 2018年9月26日(水)17時
- (3)参加表明受付終了 2018年9月26日(水)17時
- (4)質問に対する回答 2018年9月28日(金)
- (5)企画提案書の提出期限 2018年10月12日(金)17時
- (6)審査結果の通知 2018年10月下旬予定

12. 提出書類の取扱い

- (1)提出された書類は返却しない。
- (2)提出された書類の内容の追加及び修正は認めない。
- (3)提出された書類は必要に応じ複写ができることとする。

(4)提出された書類に記載された個人情報は、本企画のみに使用し適正に管理する。

13. その他

(1)本企画提案の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。

(2)本企画提案に要する全ての費用は、企画提案者側の負担とする。

(3)応募社多数の場合は必要に応じて、一次審査結果の上位数社を対象とした個社プレゼンテーションを設定する

(4)審査員による採点の平均点が基準点を満たさない場合は、不採用となる場合がある。

(5)企画提案書に係る著作権等、企画提案において第三者との間に問題が生じた場合は、全て企画提案者の責任となる。

(6)成果物に係る著作権・使用权など、一切の権利は発注者に帰属する。また著作者人格権について行使しないことを求める。

14. 書類の提出及び問い合わせ先

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通り2丁目 1-82

九州観光広報センター 担当：黒田

電話：092-751-2951

FAX：092-751-2944

E-mail：m-kuroda@welco mekyushu.jp